

令和2年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	R2. 10. 27	R2. 11. 5	「2大田市場花き棟昇降機改修工事」工事設計内訳書	9	1																中央卸売市場 事業部施設課	
2	R2. 10. 27	R2. 11. 5	「大田市場（31）青果棟昇降機改修工事」工事設計内訳書	12	1																中央卸売市場 事業部施設課	
3	R2. 9. 15	R2. 11. 13	事故内容詳細・事故報告	10	1						1	1	1								中央卸売市場 豊洲市場管理課	
4	R2. 9. 16	R2. 11. 13	事故内容詳細・事故報告書・豊洲市場交通事故発生状況	533	1						1	1	1								中央卸売市場 豊洲市場管理課	
5	R2. 9. 16	R2. 11. 13	ターレの走行ルールの厳守について（通知）	1	1																中央卸売市場 豊洲市場管理課	
6	R2. 11. 2	R2. 11. 16	豊洲市場警備委託仕様書	95	1								1								中央卸売市場 豊洲市場管理課	
7	R2. 11. 4	R2. 11. 16	平成7年1月10日付6中管経第562号 筆界確認書の取り交わしについて（世田谷市場） （筆界確認書・土地境界図）	2	1						1										中央卸売市場 管理部財務課	
8	R2. 11. 15	R2. 11. 27	〇〇協議会議長〇〇より、小池百合子都知事宛に提出された要請書「東京都中央卸売市場取引業務運営協議 委員会の選任についての要請」について、当該請求書受理日までに作成された一切の文書（例：担当課と小 池百合子知事との間で行われたやりとり、検討の全てが分かる一切の文書。手控えメモ、電話メモ、FAX、 メール、録音データ等電磁的記録も含む）。	0				1													中央卸売市場 事業部業務課	
9	R2. 11. 15	R2. 11. 27	※東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を、以下「運営協議会」と記載する。 ①運営協議会委員の推薦依頼等について（団体推薦）（30中事業第122号） ②運営協議会委員の就任依頼について（学識経験者）（30中事業第195号） ③運営協議会委員の就任依頼について（学識経験者）（2中事業第259号） ④運営協議会委員の推薦依頼等について（団体推薦）（2中事業第380号） ⑤運営協議会委員の就任依頼について（学識経験者）（2中事業第382号） ⑥「運営協議会について（令和2年7月8日市場長ブリーフィング資料）」及び「会議等議事要旨記録票」 ⑦「運営協議会について（令和2年7月10日 知事ブリーフィング資料）」及び「会議等議事要旨記録票」 ⑧運営協議会委員名簿（平成16年7月27日、同年11月18日、平成17年9月1日、平成18年7月1日現在）	37	1																中央卸売市場 事業部業務課	
10	R2. 11. 15	R2. 11. 27	⑨運営協議会委員の委嘱について（29中事業第361号） ⑩運営協議会委員の解職及び委嘱について（都議会推薦）（29中事業第398号） ⑪運営協議会委員の委嘱について（30中事業第251号） ⑫運営協議会委員の解職及び委嘱について（都議会推薦）（30中事業第647号） ⑬運営協議会委員の解職及び委嘱について（都議会推薦）（31中事業第493号） ⑭運営協議会委員の委嘱について（2中事業第40号） ⑮運営協議会委員の委嘱について（2中事業第322号） ⑯運営協議会委員の委嘱について（2中事業第444号） ⑰運営協議会委員の解職及び委嘱について（都議会推薦）（2中事業第531号）	159	1						1	1										中央卸売市場 事業部業務課
11	R2. 11. 15	R2. 11. 27	東京都中央卸売市場取引業務運営協議会の運用ルールに関する一切の文書。	0																	中央卸売市場 事業部業務課	
12	R2. 11. 15	R2. 11. 27	10月9日会見質疑・想定（コロナ禍で迎える豊洲市場開場2年への所感について）	2	1																中央卸売市場 管理部総務課	

表の見方
 <決定区分>
 ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
 <(根拠規定) 条例7条>
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
 <公文書の件名>について
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。